

新たな広域連携モデル構築事業 募集要領

平成26年4月7日
総務省自治行政局市町村課

1 趣旨

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位推計)によれば、平成38年には1億2,000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約20%から、平成36年には30%を超え、平成60年には約40%へと大幅に上昇すると見込まれている。

第30次地方制度調査会答申は、このような人口減少・少子高齢社会においても、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要であり、その上で、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくことが必要であるとしている。

このため、市町村が単独であらゆる公共施設等を揃えるといった「フルセットの行政」から脱却し、市町村間や市町村・都道府県間における新たな広域連携を推進することで、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていけるようにすることが必要となる。

上記をふまえ、地方公共団体間の新たな広域連携の全国展開を図るため、本事業を通じ、改正予定の地方自治法に基づく連携協約締結に向けた取組及び関係者間の調整等を推進し、先行的モデルを構築することを目的として、国の委託事業として調査を実施する。

2 応募団体

新たな広域連携の取組を進める意欲があり、今後速やかに連携協約を締結する見込みの市区町村及び都道府県で、以下の各要件を満たすもの。

また、複数団体で共同して応募することも可能とする。

なお、下記の要件における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した平成22年10月1日現在の数値(平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。)を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

(1) 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組

次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市

- ① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市であること。

- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イに規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。
この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

※東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、上記②及び③の要件について、国勢調査令によって調査した平成17年10月1日現在の数値を用いることも可能とする。

（2）条件不利地域における都道府県による補完の取組

地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいような条件不利地域の市町村と連携しようとする都道府県

（3）三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

三大都市圏の区域内に所在する市区町村（その区域内の指定都市又は特別区に対する通勤通学者割合が0.1未満の市町村を除く）

3. 募集する提案

（1）委託事業の内容

地方公共団体間の新たな広域連携の全国展開を図るため、先行的モデルとなる連携協約締結に向けた準備を行う。先行的モデルとなる連携協約に記載すべき取組については、以下のとおりとする。

また、委託先の団体においては、連携協約に基づく取組の事業規模について、検討を行うものとする。

① 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組

下記のア～ウの取組を実施するものとする。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

下記の a～d に掲げる事業について、極力全て取り組むものとする。

a 産学金官民一体となった経済戦略の策定

経済戦略の策定やフォローアップのための産学金官民が一体となった協議会の立ち上げ、経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証、転廃業・集約化の促進 等

b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進

圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流、新素材・新技術に関する講座の開設、事業化に向けた産学金官の共同研究の実施、企業・大学間のコーディネーターの育成、新技術・新製品開発のための中小企業支援、起業に向けたセミナー開催、転廃業・集約化の促進 等

c 消費者ニーズにマッチした商品開発

六次産業化に向けた設備投資の支援、地域ブランド育成のための試作やPRの支援、専門家の紹介・派遣、売上動向等のデータ把握と商品開発への反映 等

d 戦略的な観光施策

圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施、外国人観光客の誘致活動、圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催、経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等

e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

イ 高次の都市機能の集積

下記の a～c に掲げる事業について、極力全て取り組むものとする。

a 高度な医療サービスの提供

圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療、ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療、先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援、これらの医療にかかる人材育成・確保 等

b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定、圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定 等

c 高等教育・研究の環境整備

圏域内で高度専門的な研究を行う人材の育成、大学への寄附講座開設によるグローバルな人材の招へい、将来の圏域を担うリーダー育成に向けた中高一貫校の設立 等

d その他、高次の都市機能の集積に係る施策

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、取り組むものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、取り組むものとする。

a 地域医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、地域包括ケア、保育所の広域入所その他の在宅療養、介護、子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 地域振興

地域におけるにぎわいの創出、購買環境の整備、農林水産業の振興、企業誘致、地域の観光資源の開発、雇用機会の確保等に向けた連携

f 地域内の防災面での連携

合同防災訓練、重篤患者等の緊急搬送訓練や情報伝達訓練等に向けた連携

g 持続可能な圏域の形成

圏域全体でのごみ減量や資源化の推進に向けた実証事業や啓発、自然エネルギーの活用、CO₂吸収に向けた取組の推進等に向けた連携

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、取り組むものとする。

a 地域公共交通

日常生活圏の拡大や利便性の向上を図り地域の足を確保するための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進、自治体クラウドの一層の推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

圏域内の基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的、戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、取り組むものとする。

a 地方中枢拠点都市等における人材の育成

b 外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d a から c までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

② 条件不利地域における都道府県による補完の取組

「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書」（平成26年1月24日公表。以下「研究会報告書」という。）の趣旨に沿うもの。

- (例)・高齢者及び障害者福祉、消費生活相談など高い専門性を要する業務の補完
- ・道路及び橋りょうの維持、河川管理など地域のインフラ維持の支援
 - ・人口維持のための産業振興や集落維持など企画部門の立案支援

③ 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

「研究会報告書」の趣旨に沿うもの。

- (例)・公共施設や介護保険施設の適正配置、役割分担等について、近隣の市町村と連携して検討

(2) 委託金額

1件あたりの事業額は、原則として1,500万円を上限とする（応募状況によっては、変動する可能性あり）。

また、複数の地方中枢拠点都市同士が共同して応募する場合、上記金額を超えて提案することも可能とする。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

(3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、関係者による協議会等の運営経費、計画等の策定経費など 連携協約の締結に向けた準備に要するソフト経費を中心とする。加えて、連携協約に規定予定の取組を試行的に一部実施するために要する経費（国からの調査委託費として措置することができるもの）も対象とする。なお、別紙に掲げる費目に限る。

また、委託事業の主目的は、先行的モデルの構築であり、調査報告書の作成ではないことに留意することとする（そのため、調査報告書の作成費は少額で可）。

なお、地方公共団体の職員の人件費、耐久消費財等の取得費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象とならない。

(4) 実施期間

本事業で実施する取組は委託契約の日から平成27年2月27日（金）までに実施可能なものとする。

(5) 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託又は請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、又は、請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、又は、請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

ただし、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、あらかじめ再委託することを明示し、その実施体制、役割分担を届け出ている場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

(6) 選定方法

総務省自治行政局市町村課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(7) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行う。

【先駆性】

- ・ 従来行われていない取組であり、新たな広域連携としての新規性が高く、先駆的な事業であるか（特に地方中枢拠点都市については、圏域全体の経済成長をけん引する先駆的な事業であるか）。

【全国展開の可能性】

- ・ 新たな広域連携の全国展開に向け、他の地域でも実施することが可能な手法で、同様の高い効果が見込まれるような事業であるか。

【関係者との連携状況】

- ・ 最終的に連携協約を締結するため、事業を効果的かつ計画的に実施する体制（他の地方公共団体との連携等）の構築に向けた調整が進んでいるか。
- ・ 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組については、連携を要する産学金官民の関係者を特定できているか。

【事業の検証指標】

- ・新たな広域連携の推進による効果について、可能な限り定量的な指標を定めているか。
(例) 雇用者数、域内総生産額、観光入込客数、公共施設や各種サービスの利用者数、行政コストの削減額 など

(8) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼し、又は、応募内容について実現可能性や実効性を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

また、提案する取組を進めるにあたって検討すべき権限移譲で、地方分権改革の「提案募集方式」に則り、移譲の提案を予定しているものがあれば、下記の①様式1の所定の欄に、内容を記載すること。

- ①様式1 (Word形式) : 提案書
- ②様式2 (Excel形式) : 事業実施計画工程表
- ③様式3 (Excel形式) : 概算見積額の内訳
- ④様式4 (PowerPoint形式) : 事業概要図
- ⑤補足資料 (様式自由) : 提案を補足する資料があれば、添付することができる。

5. 募集期間・提出方法

(募集期間)

募集開始の日から平成26年5月8日(木)12時までの間に提出すること。

(提出方法)

提案書類については、原則として電子ファイルをメールにて提出すること(メールアドレスは8を参照)。補足資料など電子媒体での提出が困難なものについては、別途総務省自治行政局市町村課に郵送することも可能(住所は8を参照)。

また、締切日までにおいて提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(ヒアリングの実施)

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応

じて電話等によりヒアリングを実施することがある。

(選定)

提案事業について、総務省自治行政局市町村課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案内容の優劣、提案内容間のバランスなどを考慮しつつ選定する。

(契約締結)

選定された提案の応募者（委託先候補）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

平成27年2月27日までに報告書の納入を行うこと。具体的には「7. 納入成果物」を参照のこと。また、必要に応じて中間報告等を求めることとし、その場合は別途様式を示すものとする。

7. 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

①報告書及び概要版 各1部

報告書については、事業内容、事業成果、収支報告、今後の取組方針のほか、新たな広域連携に係る財政措置の検討材料とするため、事業規模を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

③作業上作成した資料 1部

④上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

(2) 納入先

総務省自治行政局市町村課

(3) 納入期限

平成27年2月27日（金）

8. 問い合わせ・提出先

総務省自治行政局市町村課

担 当：中野、沖本、三浦

住 所：〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2

T E L：03-5253-5516（直通）

E-mail：t2.miura@soumu.go.jp

委託対象経費の範囲

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・雑費(会議の茶菓、弁当等(アルコール類は除く。)に係る経費) ・資料作成費(会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費)
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの)
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費 ・燃料費 ・アンケート調査費
報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	